

希望番号制度について

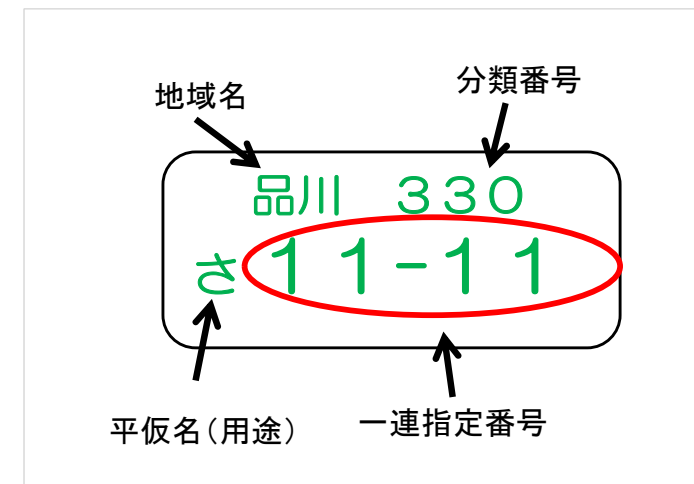
- 希望番号制度とは、自動車のナンバープレートのうち一連指定番号（右下図参照）について、申し出により所有者が希望する番号とすることができる制度である。
- 一部の番号については、特に人気が高いため、毎週1回抽選を行い、当選した者のみが取得できることとしている。

（全国エリアで抽選となっている番号の例）

※地域的に抽選になっている番号もある。以下より確認。

https://www.n-p.or.jp/hope_number.html

1	7	8	88	333	358	555
777	888	1111	3333	5555	7777	8888



1. 希望番号制度を活用できる対象車種

- ・登録自動車（乗用車、バス、トラック、大型特殊自動車）の自家用・事業用
- ・軽自動車（二輪車を除く）の自家用

2. 希望番号制度の手続き

- ①希望する所有者は、交付代行者（国土交通大臣に代わりナンバープレートを交付する者として指定されたもの）に申し込み、希望する番号を予約する。（抽選の場合は当選した場合に限る。）
- ②所有者は登録に際し、国に希望番号を予約している旨を伝えることにより、国は当該番号で登録を行う。
- ③所有者は、交付代行者から当該番号のナンバープレートの交付を受ける。

3. 希望番号制度による交付手数料（令和7年5月12日時点）

（ペイント式中板、1組） 4, 360円～5, 640円（東京の場合：5, 000円）

参考：希望番号以外 1, 900円～2, 100円（東京の場合：1, 980円）

4. 希望番号を取得できる場合

新たに登録する場合（新車・中古車）、引越し等で地域名表示が変更になる場合、ご当地ナンバーに変更する場合、ナンバープレートが滅失・毀損した場合